

岐阜「ＢＢＱで鮎を食べよう！」キャンペーン参加店舗登録要領

制定 令和6年6月28日 農遺第25号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正 令和7年4月 1日 農遺第61号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

第1 趣旨

「鮎」は本県の文化に不可欠な要素であり、特に長良川の澄んだ水の中で育つ鮎は、流域の『食』のみならず、伝統文化、歴史、経済と相互に深く結びつきながら維持・継承されており、これらが相互に連環する仕組みである「長良川システム」が世界に認められ、2015年には「清流長良川の鮎」として、世界農業遺産に認定されている。

そこで、岐阜県の誇る文化であるＢＢＱを切り口に鮎の消費拡大を図るため、鮎を取り扱うＢＢＱ場・キャンプ場等を登録し、一体となってＰＲすることで、鮎の消費拡大とブランド力の向上を加速させることを目的とする。

第2 名称

登録するＢＢＱ場・キャンプ場等の名称は、岐阜「ＢＢＱで鮎を食べよう！」キャンペーン参加店舗とする。

第3 登録対象店舗

登録の対象店舗は、次のいずれにも該当する店舗であることとする。

- (1) 上記第1の趣旨に賛同すること。
- (2) 岐阜県内に住所を有し、鮎を取り扱うＢＢＱ場・キャンプ場等であること。
- (3) 特定の党派、宗教、宗派を支持支援するものでないこと。
- (4) 特定の主義、主張の浸透を図る目的を有しないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。
- (6) 岐阜県暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」に該当する者でないこと。

第4 登録方法

- 1 登録を希望するＢＢＱ場・キャンプ場等（以下「登録希望店舗」という。）は、岐阜「ＢＢＱで鮎を食べよう！」キャンペーン参加登録申込書（様式第1号）を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- 2 会長は1の申込書の受理をもって、登録するものとする。

第5 登録内容の変更

- 1 登録を受けたＢＢＱ場・キャンプ場等（以下「登録店舗」という。）は、登録内容を変更する場合は、岐阜「ＢＢＱで鮎を食べよう！」キャンペーン参加店舗登録内容変更届（様式第2号）により、会長に変更の届出を行うものとする。

第6 登録の辞退及び取消

- 1 登録店舗は、鮎の取り扱いを中止したなど、岐阜「BBQで鮎を食べよう！」キャンペーンの参加を取り止める場合は、岐阜「BBQで鮎を食べよう！」キャンペーン参加店舗登録辞退届（様式第3号）により、会長に登録辞退の届出を行うものとする。
- 2 会長は、1の届出の受理をもって、登録を取り消すものとする。
- 3 会長は、登録店舗が登録を受けた活動を行っていないと認めるとき、又は法令違反等登録に相応しくない事由が発生したときは、登録を取り消すことができるものとする。
- 4 会長は、3の取消をするときは、理由を付して登録者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。